

## 訪問看護料金表(医療保険)

【同一建物内同日3名以上のご利用料金】

■基本利用料							
各種健康保険・公費医療制度が適用されます。各種保険証、高齢受給者証等をご提示ください。							
訪問回数/負担割合		利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	週3日までの訪問	10,450円	2,780円	7,670円	1,050円	2,090円	3,140円
	週4日目以降の訪問	10,950円	3,280円	7,670円	1,100円	2,190円	3,290円
2日目以降	週3日までの訪問	5,780円	2,780円	3,000円	580円	1,160円	1,730円
	週4日目以降の訪問	6,280円	3,280円	3,000円	630円	1,260円	1,880円
難病等複数回訪問加算に該当する場合のみ							
同日2回目		4,000円	—	—	400円	800円	1,200円
同日3回目		7,200円	—	—	720円	1,440円	2,160円
入院患者の外泊中の訪問看護							
入院中1回につき(厚生労働大臣指定疾病等は2回)		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※基本療養費:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が週4日目以降に訪問をした場合、基本療養費は2,780円になります

※准看護師が訪問した場合、基本療養費は2,780円→2,530円、3,280円→3,030円となります

■基本利用料以外(加算)							
加算名		回数	利用料(10割)	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護情報提供療養費 1・2・3[※1]		月1回	1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護医療DX情報活用加算		月1回	50円	10円	10円	20円	
緊急訪問看護加算		1日1回14日目まで	2,650円	270円	530円	800円	
		1日1回15日目以降	2,000円	200円	400円	600円	
24時間対応体制加算		月1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円	
長時間訪問加算(1時間半を超えた場合)		週1回 厚労大臣指定:週3回	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
乳幼児加算(6歳未満)		厚生労働大臣指定 1日につき1回	1,800円	180円	360円	540円	
		上記以外 1日につき1回	1,300円	130円	260円	390円	
退院時共同指導加算		退院対応につき1回 厚労大臣指定:2回	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算		厚労大臣が定める状態にある者	2,000円	200円	400円	600円	
退院支援指導加算(退院日の次の訪問時)		厚労大臣が定める80分を超えた訪問	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
		上記以外	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
専門管理加算		月1回	2,500円	250円	500円	750円	
在宅患者連携指導加算		月1回	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		月2回	2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算		厚労大臣指定:月1回	2,500円	250円	500円	750円	
複数名訪問看護加算(看護師)		週1日	4,500円	450円	900円	1,350円	
複数名訪問看護加算(准看護師)		週1日	3,800円	380円	760円	1,140円	
複数名訪問看護加算(看護補助者)		週3日	3,000円	300円	600円	900円	
複数名訪問看護加算(看護補助者) 1日複数回		1日1回	3,000円	300円	600円	900円	
		1日2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
		1日3回以上	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
早朝加算(午前6時～午前8時)			2,100円	210円	420円	630円	
夜間加算(午後6時～午後10時)			2,100円	210円	420円	630円	
深夜加算(午後10時～翌午前6時)			4,200円	420円	840円	1,260円	
特別管理加算		(I)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
特別管理加算		(II)	2,500円	250円	500円	750円	
ターミナルケア療養費[※2]		(I)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
		(II)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
遠隔死亡診断補助加算			1,500円	150円	300円	450円	

※1 訪問看護情報提供療養費

- ① 市町村等へご利用者様の情報を提供する場合
- ② 学校等へご利用者様の情報を提供する場合
- ③ 保健医療機関への入院・入所時に、ご利用者様の情報を提供する場合

※2 ターミナルケア療養費

- (I) 特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求していない場合
- (II) 特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求している場合

その他	永眠時の処置費用		エンゼルケア		20,000円(税別)
		介護保険給付限度額外サービス (自費サービス)		介護報酬の告示上の額と同額とします	